

愛媛県立松山東高等学校体育館空調設備利用サービス提供業務

仕 様 書

愛媛県立松山東高等学校 P T A

I 仕様書概要説明

1 調達の背景及び目的

体育館に設置された空調設備を利用することにより、学校行事や教育活動の環境を整備する。

2 提供内容及び数量

愛媛県立松山東高等学校体育館空調設備利用サービス

ガス空調方式とし、愛媛県立松山東高等学校体育館に設置する。

※空調設備、受電設備、設置に係る工事一式、機器の保守点検、フィルター清掃等の維持管理、修繕及び従量熱料金の分割計算（電気・ガス料金相当）等を含む。

3 借入期間

空調機器を稼働した月の翌月から10年間（120箇月）とする。

なお、10年間経過後、空調機器に特に異常がない場合は、サービス利用料金等について協議した上で、最長5年間延長できるものとする。

4 対象施設

愛媛県立松山東高等学校体育館（愛媛県松山市持田町2丁目1-12）

建築年 S62年

構造 鉄筋コンクリート造

延床面積 1 5 6 8 m²

5 技術的要件の概要

（1） 本件空調設備サービスに係る借入物品等（空調機器及び受電設備、工事に係る物品一式の性能、機能及び技術等の要求要件）は、II 借入物品に備えるべき技術的要件に示すとおりである。

（2） 要求要件は、全て必須である。

（3） 要求要件は、必要とする最低限の仕様を示しており、入札機器の性能等がこれを満たさないとの判定がなされた場合は不合格となり、入札に参加できない。

（4） 入札機器の性能等が要求要件を満たしているか否かの判定は、入札機器に係る仕様確認書その他の提出資料の内容を審査して行う。

6 その他

（1） 機器仕様書等に関する留意事項

- ア 空調機器は、日本国内メーカーの機器を提供すること。
- イ 機器の仕様については、使用時の消費電力が少ないこと、リサイクルが可能な設計となっていることなど、環境に配慮されたものであること。
- ウ グリーン購入法（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月31日法律第100号）（改正平成15年7月16日法律第119号））の適合品とすること。

（2） 納入に関する留意事項

- ア 納入スケジュールは、発注者と協議すること。
- イ 体育館への空調設備の設置は令和4年5月31日（火）までに完了し、稼働可能な状態にすること。

（3） その他の留意事項

- ア 搬入、据付け、調整、設置工事に要する一切の費用は受注者が負担すること。
- イ 搬入及び据付けの際生じた廃棄物は、受注者が持ち帰り適正に処分すること。

II 借入物品等に備えるべき技術的要件

借入物品等に備えるべき技術的要件は、別紙「機器等仕様書」のとおりとする。
体育館を適温に保つことができるようにすること。

III 性能、機能以外の要件

1 維持管理及び保守点検支援体制等

- （1） 受注者は、空調設備サービスにおいて納入した機器等に故障、不具合が発生した場合、現地で迅速な復旧を行うこと。
- （2） 受注者は、自然災害（火災、落雷、地震など）による空調の不具合が発生した場合でも、速やかに交換・修繕等の処置を実施するものとし、体育館への熱供給を復旧させるものとする。また、そのような事例での空調機の故障・修繕が発生した場合でも修繕費等は受注者負担とする。
- （3） 受注者はガス管工事・電気工事を施工するにあたり、空調使用に係るガス・電気使用量について、専用の計量メーター（検定付き）を設置すること。また、体育館空調分と学校分のガス料金・電気料金の分割計算を毎月実施し、分割計算結果による空調分ガス料金および空調分電気料金を発注者へ毎月報告を行うこと。

2 取扱説明書について

設置した機器に関する取扱説明書を発注者に提出するとともに、取扱いに係る説明を行うこと。

IV その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。